

奨学寄附金申込書

令和 年 月 日

国立大学法人千葉大学長 殿

フリガナ
御 寄 附 者

フリガナ
役 職 ・ 御 氏 名
(法人等の場合)

〒
御 住 所

電 話 番 号

※押印不要

下記のとおり寄附します。

記

1. 御 寄 附 金 額

円

(円単位でご記入ください。)

2. 御 寄 附 の 目 的

医学部附属病院

における

(学部等及び講座・研究室等の名称をご記入の上、以下にもご記入ください。)

研究及び教育助成のため

研究助成のため

教育助成のため

その他 (

)

3. 特 記 事 項

なし

分割

御寄附予定日 (時期):

令和

年

月

日

円

令和

年

月

日

円

その他 [

]

4. 振込依頼書送付先

上記「御寄附者」あてに送付

以下に送付 (法人等の場合は、所属等もご記入ください。)

〒

御 住 所

御 氏 名

電 話 番 号

※「」欄は該当するものにチェック (または) してください。

企業・法人様 【資金提供 (奨学寄附金) 状況に関する情報公開への同意について】

「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」(平成26年6月13日国立大学附属病院長会議総会承認)に基づき、千葉大学医学部附属病院のホームページにおいて、提供した資金に関し、企業名等が公表されることに

同意します。

同意しません。

公表に同意頂いた企業等について、診療科等毎に企業名、件数、金額が公表されます。

なお、同意の無い企業等については、診療科等毎に件数、金額のみ公表されます。

※助成金は対象外ですので、チェック不要です。

個人のご寄付者様

広報誌や掲示物にご寄附の報告を掲載する場合があります。

以下の中で「掲載可」の項目にすべてにをして下さい

寄附する先

寄附の目的

寄附の動機

氏名

金額

【大学記入欄】 区 分:

(

)

コード:

記 入 要 領

(1)「令和 年 月 日」

ご記入された日、またはご提出される日をご記入ください。

(2)「御寄附者」

- ◎ 法人等で御寄附される場合：法人等の名称、フリガナをご記入ください。
- ◎ 個人で御寄附される場合：御氏名、フリガナをご記入ください。なお、「役職・御氏名」欄のご記入は不要です。

(3)「役職・御氏名」

御寄附責任者（社長、部長、支店長、所長等）の役職、御氏名、フリガナをご記入ください。

(4)「2. 御寄附の目的」

該当する「□」欄にチェック（または)してください。なお、「.....における」の空欄部分には、「○○学部○○講座」、「○○学部○○研究室」、「○○センター○○部門」等ご記入の上、以下の項目の該当する「□」欄にチェック（または)してください。

(5)「3. 特記事項」

該当する「□」欄にチェック（または)してください。

- ① 分割での御寄附をご希望される場合は、御寄附予定日または時期と金額もご記入ください。
- ② 振込依頼書の到着希望時期がある場合は、「その他」欄にご記入ください。

(6)「4. 振込依頼書送付先」

該当する「□」欄にチェック（または)してください。なお、法人等で御寄附される場合で、振込依頼書を「御寄附者」欄と別の場所に送付するときは、「御氏名」欄に所属等もご記入ください。

(7) その他の事項

《税制上の優遇措置》

本学に対する奨学を目的とする寄附には、法人税、所得税及び個人住民税における税制上の優遇措置があります。

- ◎ 法人の場合：寄附金額の全額損金算入が可能です。（一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠です。）
- ◎ 個人の場合：①所得税については、寄附金額の2千円を超える部分について当該年中の所得から控除可能です。

②個人住民税については、千葉県の条例により寄附金控除対象団体として本学が指定されておりますので、住所地が千葉県内の方は、県民税の税額控除を受けることができます。また、住所地の市町村からも寄附金控除対象団体として本学が指定されている場合には、併せて市町村民税の税額控除も受けられます。控除額は寄附金額の2千円を超える部分の10%(市町村から指定されていない場合は4%)で、申告により翌年度の住民税から税額控除されます。（制度詳細及び市町村の指定については、千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/kifukinkoujo.html> をご確認ください。）

《注意事項》

次の条件がある奨学寄附金は受入れることはできませんので、ご注意願います。

- ◎ 奨学寄附金の返還及び取得した財産（成果物を含む。）の無償による譲渡または使用を求めること。
- ◎ 奨学寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- ◎ その他本学が教育または学術研究上支障があると認められる条件。